

「京都 朝・夜観光」推進事業補助金（二次募集）質疑応答一覧

更新日：令和7年10月3日

更新日	番号	区分	質問	回答
9月10日	1	補助内容：対象者について	商工会青年部は補助対象者となりますか。	商工会として申請する場合は補助対象者となります。商工会青年部のままで申請する場合は任意団体という扱いになります、その場合は市町村、観光協会、DMOのいずれかの団体と交付要綱に定める「連携」の形態で活動しているかが重要な判断基準となります。詳細は要領6Pをご確認下さい。
9月10日	2	補助内容：対象事業について	例年大々的なお祭りがない中で、地域住民や近隣の観光客向けに、キッチンカーや仮装イベントを含めたお祭りを開催しようと思っています。イベントの客層が地域住民がメインになるものでも補助対象事業となりますか。	補助対象となる事業は、「訪日外国人観光客や他の都道府県からの国内観光客等、実施場所以外からの誘客につながる事業」であることが必要です。しかし、「イベントの主たる参加者が周辺住民であっても、それが訪日外国人や他の都道府県からの観光客等にとっての魅力となるならば、誘客に向けた具体的な取組を行う前提で可」としており、観光客誘致のための具体的な取り組み（例：外国人観光客向け情報発信、ガイドの配置など）を計画している場合は地域住民が主な参加者であっても補助対象となる可能性があります。 また、「これまでに実施したことのない新たな事業、または既存の事業を本事業の目的のために新たに形に再構築した事業」であることも必須です。単に既存コンテンツの拡大・拡充や、資金難で休止していたイベントの復活、名称変更のみの事業などは「新たな事業」とは認められません。今回申請されるイベントが新たな試みであることがわかるよう事業計画書に明確に記載してください。
9月10日	3	補助内容：対象事業について	10月31日開催予定のイベントを補助対象事業として申請する場合、申請から交付決定まではだいたいどのくらいの期間を想定すればよいでしょうか。また、交付決定以降に支出した経費のみが対象という認識でよいでしょうか。	交付決定は11月末頃の予定です。10月31日開催のイベントを補助対象期間に含めたい場合は、10月6日の二次募集期間最終日までに交付申請を行い、かつ、交付申請日以降～イベント開催日（10月31日）より前の日付を着手（予定）日とする事前着手届をご提出ください。なお、補助事業に係る発注、実施、支払いまでの一連の手続きは必ず補助対象期間内に行われる必要があります。事前着手（予定）日前に発注、実施、支払した経費は補助対象経費には含まれません。
9月10日	4	補助内容：対象事業について	17時開催のイベントは夜間コンテンツの対象となりますか。	夜間コンテンツは、「午後6時以降から日の出前までの時間帯内に実施するコンテンツ」と定義されています。ただし、「イベント等の開催時間の過半数の時間が、夜間、早朝コンテンツの対象時間帯に含まれているものは対象となります」。イベントが17時開始で夜間まで継続するイベントであれば、夜間コンテンツとして認められる可能性があります。
9月10日	5	補助内容：対象事業について	イベント開催でクラウドファンディングを活用していますが、補助対象経費総額からクラウドファンディングで得た収入を差し引いて補助金額を申請するのでしょうか。	区分①②の事業では、事業の実施に伴って収入が発生し収益が生じる場合（収入が自主財源分の額を上回る場合）は、収益に相当する額を控除して交付確定額を算出します。クラウドファンディングで得た収入も「事業の実施に伴う収入」と見なされるため、補助対象経費総額から収益相当額が控除される可能性があります。詳細は要領10Pをご確認ください。
9月10日	6	補助内容：対象事業について	補助対象経費の「企画に係る経費」とはどのようなものを指しますか。	企画にかかる経費とはマーケティング調査費用、アドバイザーへの相談費用、その他企画に係る経費が挙げられます。ただし、これらは事業実施に直接必要なものに限られるほか、申請者が自組織の内部ではなく、外部に対して支払う経費が対象です。また、団体の経常的な運営に利用する物品・備品は対象になりませんのでご注意ください。詳細は要領12P・13Pをご確認下さい。
9月12日	7	補助内容：対象事業について	表題に【二次募集】とありますが、【一次募集】が過去にございましたでしょうか。また、一次募集で既に採択された事業があり、公表された情報としてあるのであればそれを知りたく、お聞きしたいです。	一次募集はございました。一次募集で採択された事業の公表は近日中にサイト内に掲載予定です。
9月25日	8	補助内容：対象事業について	親会社が企画運営を行うコンテンツで、子会社所有の施設へ利用料の支払いを行うのは補助金の対象としても問題ございませんでしょうか。	交付要綱別表2の（2）では、補助対象経費は、「申請者が自組織の内部ではなく、外部に対して支払う経費である」と定めており、その上で、募集要領P14で、申請団体と資本関係のある会社等についても制限を受ける旨記載しております。このため、子会社所有の施設への利用料の支払いは補助対象経費とはなりません。
9月25日	9	補助内容：対象事業について	例えば総事業費100万円のお祭りを開催するとします。クラウドファンディングで100万円集まったとします。しかし、クラウドファンディングは手数料が20%つまり20万円差し引かれたうえで80万円の入金となります。この場合、要領p10の補助金額の計算に当てはめたときに、収入金額を100万円として計算するのか、それとも手数料を差し引いた後の80万円として計算するのか、どちらでしょうか。	収入総額100万円で計上してください。 なお、手数料20万円については、補助対象外経費として総事業費に計上することとなります。
9月30日	10	申請について	申請にあたり、法人事業税及び法人府民税の納税証明書（原本）の提出が必要とのことですが、どの部分が求められるのでしょうか。 「滞納のない証明」を取ることもできますが、その場合税目が表示されないととのことで、その証明のみで問題ないでしょうか？	法人事業税および法人府民税の納税証明の提出の主旨は、府税に滞納がないことの証明としております。 「滞納のない証明」として税目が表示されていない納税証明書でも問題はございません。
10月3日	11	申請について	企画書は独自で用意したものを添付すればよいですか？例などは確認できますか？宗教法人ですが、規則、役員名簿、法人の概要がわかるもの、税の支払いは府民税で良いですか？	企画書については例がございません。事業名もしくはイベント名、概要、造成するコンテンツの具体的な内容及び取組方針、実施体制、実施予定場所、スケジュール等が記載された独自のものを作成ください。 規則、役員名簿、法人の概要がわかるもので結構です。 なお、納税証明書については、募集要領P27で、収益事業を行っていない法人格のある団体は、法人府民税の納税証明書を提出と記載しております。収益事業を行っている場合は法人事業税の納税証明書の提出となります。